



平成 26 年 2 月 4 日

各 位

会社名：京成電鉄株式会社
代表者名：代表取締役社長 三枝 紀生
(コード番号：9009 東証第1部)
問合せ先：グループ戦略部課長 谷田部 亮
(TEL：047-712-7037)

簡易株式交換による連結子会社の完全子会社化に関するお知らせ

京成電鉄株式会社（以下、「京成電鉄」）と京成電鉄連結子会社である千葉交通株式会社（以下、「千葉交通」）は、平成 26 年 1 月 31 日開催の千葉交通取締役会及び平成 26 年 2 月 4 日開催の京成電鉄取締役会において、平成 26 年 3 月 10 日を効力発生日とし、京成電鉄を株式交換完全親会社、千葉交通を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

京成電鉄では、本年度から開始した京成グループ中期経営計画「E2 プラン」において、「グループ全体経営を重視し、グループシナジーの最大化を図る」ことを基本方針の一つとして掲げ、組織運営体制を強化するとともに、効率的なグループ経営を目指しております。

今般、迅速な意思決定及び機動的な事業展開が可能となる体制を構築し、京成グループの事業基盤の更なる強化・拡充を図るために、千葉交通を完全子会社化することといたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会（千葉交通）	平成 26 年 1 月 31 日
株式交換決議取締役会（京成電鉄）	平成 26 年 2 月 4 日
株式交換契約締結（両社）	平成 26 年 2 月 4 日
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 26 年 3 月 10 日（予定）

(注) 京成電鉄は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく「簡易株式交換」の手続きにより、また千葉交通は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく「略式株式交換」の手続きにより、両社ともに株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

京成電鉄を完全親会社、千葉交通を完全子会社とする簡易株式交換であります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	京成電鉄 (株式交換完全親会社)	千葉交通 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	3.60

(注) 株式の割当比率及び本株式交換により交付する株式数等

千葉交通の普通株式 1 株に対して京成電鉄の普通株式 3.60 株を割当て交付します。ただし京成電鉄が保有する千葉交通の普通株式 1,156,540 株については、割当ては行いません。なお、千葉交通の株主に割当て交付する京成電鉄の普通株式 156,456 株は、京成電鉄の保有する自己株式をもって行い、新株の発行は行いません。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

- ① 本株式交換における株式交換比率算定の公正性・妥当性を期すため、京成電鉄は、みずほコーポレートアドバイザーズ株式会社（以下、「みずほ CA」）を、千葉交通は、税理士法人レクス会計事務所（以下、「レクス会計事務所」）をそれぞれの第三者算定機関に選定しました。
- ② みずほ CA は、京成電鉄の株式価値については、上場会社であることを勘案し、市場株価基準法（平成 26 年 1 月 16 日を評価基準日とし、基準日の終値、基準日から 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各取引日終値平均）により算定し、千葉交通の株式価値については、非上場会社であることを勘案し、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算定を行いました（なお、DCF 法の算定プロセスにおいて同社の事業計画を基にしています）。
- ③ レクス会計事務所は、千葉交通の株式価値については、DCF 法（算定プロセスにおいて同社の事業計画を基にしています）及び類似会社比準法の併用、京成電鉄の株式価値については市場株価基準法（平成 25 年 12 月 30 日を評価基準日とし、基準日から 6 ヶ月間の取引日終値出来高加重平均）により算定を行いました。
- ④ 両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定結果を参考に慎重に検討し、当事者間で協議・交渉を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものでないとの判断に至ったため、本株式交換比率により株式交換を行うことにつき、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。なお、株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者で協議の上、変更することがあります。
- ⑤ 当社の第三者算定機関であるみずほ CA 及び千葉交通の第三者算定機関であるレクス会計事務所はいずれも両社からは独立した算定機関であり、関連当事者には該当しません。

(5) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)商号	京成電鉄株式会社	千葉交通株式会社
(2)事業内容	鉄道による一般運輸業 土地・建物の売買及び賃貸業 等	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 等
(3)設立年月日	明治 42 年 6 月 30 日	明治 41 年 11 月 16 日

(4)本店所在地	千葉県市川市八幡三丁目3番1号	千葉県成田市花崎町750番地の1
(5)代表者の役職・氏名	取締役社長 三枝 紀生	取締役社長 飯島 俊一
(6)資本金	36,803 百万円	60 百万円
(7)発行済株式総数	344,822,371 株	1,200,000 株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)大株主及び特株比率	日本マスタートラスト信託銀行(信託口) 7.05% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口) 4.04% 株みずほ銀行 3.95% 日本生命保険(相) 3.79% 株オリエンタルランド 3.39%	京成電鉄株 96.37% 注2) 参照
(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績		
純資産	214,708 百万円 (連結)	5,327 百万円
総資産	741,982 百万円 (連結)	7,455 百万円
1株当たり純資産	622.91 円 (連結)	4,439.69 円
営業収益	244,059 百万円 (連結)	4,612 百万円
営業利益	22,984 百万円 (連結)	873 百万円
経常利益	30,602 百万円 (連結)	926 百万円
当期純利益	21,973 百万円 (連結)	607 百万円
1株当たり当期純利益	64.91 円 (連結)	505.95 円

注1) 京成電鉄については、(10)について平成25年3月31日現在、それ以外の項目について平成25年9月30日現在
千葉交通については、全ての項目について平成25年3月31日現在

注2) 残りの3.63%については、個人株主等が保有

4. 本株式交換後の状況

当事会社それぞれにおける、商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期について、上記「3. 本株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はございません。

5. 今後の見通し

千葉交通は、京成電鉄の連結子会社であるため、本株式交換が京成電鉄の連結業績に与える影響は軽微であります。

(参考) 当期連結業績予想(平成25年10月31日公表分)及び前期連結実績 (百万円未満切捨て)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期連結業績予想 (平成26年3月期)	245,600	23,300	34,500	25,600
前期連結実績 (平成25年3月期)	244,059	22,984	30,602	21,973

以上